

平成22年9月2日

災害等により厚生年金の被保険者期間等に係る記録が 滅失した場合における資格記録等の回復基準(案)

1 目的

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）において保管していた厚生年金被保険者名簿等が火災、地震、風水害又は戦災等(以下「災害等」という。)によって滅失又は棄損したこと等により、年金の決定に必要な資格記録等の確認ができない場合における、厚生年金保険の資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額及び被保険者種別（以下「被保険者期間等」という。）の回復基準について定める。

2 本基準の対象となる被保険者期間等に係る記録

- (1) 年金事務所等において保管する紙台帳が滅失若しくは毀損しているもの又は不鮮明であるもの
- (2) 複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるもの（仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む）

3 回復基準

- (1) 以下のア及びイからオまでのいずれかに該当する場合は、被保険者であったことを推定する。
 - ア. 在職期間中、適用事業所であること（事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認すること。）
 - イ. 事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること（在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。）
 - ウ. はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できること
 - エ. 本人保管又は、適用事業所保管の給与明細書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること
 - オ. 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できること
- (2) 被保険者期間等の回復については、年金事務所等に保管されている、事業所の適用年月日又は全喪年月日に係る保険者資料（以下「保」という。）と本人が申し出た年月日又は標準報酬月額（以下「本」という。）を比較し、次により判定する。ただし、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の回復に当たっては、同僚に係る記録等

が存在する場合には、それを勘案して総合的に判断することとする。

ア. 資格取得年月日

①新規適用年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 新規適用年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

(イ) (保) 新規適用年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(保) 新規適用年月日を資格取得年月日とする。

② (保) 新規適用年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

イ. 資格喪失年月日

①全喪年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 全喪年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、(保) 全喪年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) (保) 全喪年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

②年金事務所等の災害等により記録が滅失した場合

(ア) 災害等の年月日より (本) 申出年月日が後である場合は、災害等年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) 災害等の年月日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

(ウ) 災害等の年月日が不明の場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

③旧台帳その他の台帳が戦災で消滅した場合又は戦災で消滅した台帳記録について適用事業所からの資料等により複製されているもののそれにより全喪年月日が確認できない場合は、(保) 全喪年月日を昭和20年8月31日とし、以下のとおり取り扱う。

(ア) 昭和20年8月31日より (本) 申出年月日が後である場合は、昭和20年8月31日を資格喪失年月日とする。

(イ) 昭和20年8月31日より (本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

④上記②又は③に該当せず、全喪年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

ウ. 標準報酬月額

標準報酬月額を旧台帳その他の台帳により確認できない場合は、確認できる前後の月の標準報酬月額の合計を2で除した額を報酬月額として、標準報酬月額を認定する。確認できる前後の期間の標準報酬月額がない場合は、(本) 標準報酬月額を認定する(法令の範囲内の額に限る。)

エ. 被保険者種別

年金事務所等に保管する資料により確認された最終種別をもって、以降の記録とする。確認されていない場合は、1種(男性)または2種(女性)とする。